



## 第34回通常総会並びに説明会及び研修会を開催

当協議会の第34回通常総会が、7月27日に大阪市淀川区宮原のメルパルク大阪で開催されました。来賓として、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）神戸センターの浅木仁志所長、同センター肥料検査課の水野和俊課長にもご出席頂きました。

今総会は63会員中、27社が出席、23社が委任状を提出されて成立。主な議案は①平成28年度事業報告②平成28年度決算報告・同監査報告③平成29年度事業計画案④平成29年度予算案⑤報告、連絡事項等。

事業計画では今年度も肥料取締法改正等に関する説明会や研修会の開催、普及啓発用パンフレットやHPを活用して会員及び一般への知識の普及啓発、情報の発信に取り組むことなどを決定。普及啓発用パンフレットの見直しも検討されることとなりました。

総会終了後には、連絡説明会で水野課長による「最近の肥料情勢について」、講演会では兵庫県参与（公財）兵庫県園芸・公園協会花と緑のまちづくりセンター長の石原憲一郎氏による「花と緑が、ひと、まち、環境を育てる」の講演が行われました。



### 中島吉之会長あいさつ

当協議会は今年で35年目に突入しました。当協議会では、肥料や用土に関わるさまざまな問題が起きたとき、農林水産省様やFAMIC様と共に、問題を解決していくための活動を行っております。また、会員の皆様がより質の高い肥料や用土を販売できる環境を提供できる協議会でありたいと考えております。会長としての任期もあと1年となりますが、精一杯頑張ってまいりたいと思っておりますので何卒よろしくお願ひ申し上げます。



最近園芸業界の主力のお客様でもありますHCは業界再編で、M&Aが非常に活発に行われている状況です。今後も大きなHCが中小のHCを合併する状況が活発に行われ、流通の業態が変化していくと考えられます。

また地球環境の変化により、全国的に集中豪雨で災害が起きたり、園芸業界にとっても非常に厳しい状態が続いていくことが予想されます。

ただ業界は厳しい反面、ここ最近農業を始める方が多いという話もあります。私の身近な方では、生果市場の方で普段は農産物の流通を営む会社が、莫大な耕作放棄地になった土地を買い取って、今後農業をやっていくという話を伺いました。農家さんの高齢化により流通する農産物が減少し、仕事が減少してしまうため自ら農家として生産し、販売していくという話でした。他にも広島県の肥料会社が宮崎で63歳の広大な山を借りて、牛を30頭以上飼育し畜産の事業をやっていくという話を伺いました。

私どもの会社では数年前から海外に肥料の販売を始めました。現在は主に東南アジアに輸出を行っております。特にベトナムでは日本の安価な鶏糞が大量に売られ、ベトナム国内で消費されています。ベトナムでも将来的には鶏糞製造工場もできると思います。そのとき日本から何を販売するかを考えると、やはりわれわれが販売している品質の良い肥料や用土が必要とされるときが少し先の時代に必ず来ると私は考えております。そのためには家庭園芸肥料・用土協議会、日本の肥料・用土の品質保全を今後もしっかり続けていかねばいけませんと改めて考えた次第でございます。

### 来賓祝辞

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）神戸センター  
浅木仁志所長



肥料を含めた農業生産資材は、農業競争力強化プログラムが出されたり、農業競争力強化支援法ができて、生産資材については価格の引き下げに国際水準に準拠すると共に、生産資材の安全性を担保する、合理化、効率化を図ると。多種銘柄少量生産、これが生産性低下の原因でもあるのかということで、肥料の銘柄の絞り込みがされています。皆様のところにも局長通知が去年の12月に出ているかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最近の話題としては、農業のクロピラリドが残留した問題。農水省では研究機関をあげて対策に取り組んでいます。今後、円高円安にかかわらず、輸入原料の種類とか調達先の多様化とか、海外からの肥料の輸入だとか多くなってくると思いますし、まわりまわってのクロピラリドの作物障害というようなことも出てくると。ただ、どんな状況になっても肥料の安全性と品質については、FAMICもそうですし、業界の皆様も、われわれも安全を担保していくという考え方が大事かと思っております。

29年度のわれわれの肥料検査においても、従来の保証成分による検査ももちろんですけど、安全性の確保ということで肥料中の有害物質の検査にも重点を置いて、粛々と検査を行っていくところです。皆様方には肥料の品質の保全と安全性の確保、これまで通りご尽力いただいておりますけれども、FAMICの検査業務につきましても、将来に向けてご支援とご協力を賜ればありがたいと思っております。

# 最近の肥料情勢について

FAMICでやっている立ち入り検査の結果を私なりに集計しました。農林水産省HPで各月の結果を公表していますので、そこに公表された平成28年の1月から12月まで、1年間で検査した銘柄としては664銘柄。664の保証票を調査して、何らかの問題があったのが134銘柄(20.2%)。今のように細かく違反の内容を公表するようになったのが27年11月くらいからなので、それ以前と比較できませんけれど、2割に問題があるというのは改善の余地が大きいのではないかと考えています。

個別にどういう不適切な内容なのかと報告ごとに集計を取りました。

一番多い「原料の種類の記載不適正」は43件。使っている原料が記載されていなかったり、使われていない原料が記載がされていたりという事項です。それから、原料の記載順位について、重量割合の大きい順に記載する順番がうまくいってなかったということです。

「保証成分の記載不適正」は24件。原料に由来する保証成分を指定配合肥料の場合、記載するところですが、残念ながら原料の中に水溶性のりん酸などがあっても、実際の指定配合肥料には、そういう部分がうまく連携されずに、成分が落ちてしまったというようなことです。

「保証成分量不足」。私どもでサンプルを持ち帰って分析して、保証成分量が確保されているか確認をしている

訳ですが、未達であった例が22件ほどありました。

保証票の枠外の表示では「牛由来たん白に係る表示事項欠落」(20件)。あとは「無登録」(13件)。

こういう件数の多い部分は誤りやすい部分だと思いますので、注意していただければ、ますます良くなるのではないかと思います。

牛糞堆肥のクロピラリドについてご説明させていただきたいと思います。6月15日付けで農林水産省の農産安全管理課から、通知改正が出されています。情報共有という部分をしていただくとともに、生育障害が発生した場合には速やかに情報を農水省に上げてくださいという、再徹底のお願いになっています。

農林水産省で行った「輸入飼料中及び堆肥中に含まれるクロピラリドの調査結果について」は、輸入飼料と堆肥それぞれについて調査を行いました。「堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の調査結果」が、皆さまの直接取り扱う可能性があるところです。今回の調査ではクロピラリドが含まれる可能性が高い堆肥として、原則として牛のふん尿を50%以上原料として使用したものの、輸入粗飼料を給与した牛のふん尿を原料としたもの、こういう形でサンプルを集めました。調査件数は163点。調査結果では、牛ふん堆肥全体では約7割でクロピラリドが検出される状況にあるということです。

## Q&A

● **Q①** 家庭園芸肥料と他の肥料との違いを教えてください。(保証値、保証票内の表記、添加材の使用の可否など)色々の特例があったと記憶しています。

A) 家庭園芸肥料とそれ以外ですが、家庭園芸用肥料と一般の肥料とは、容器の大きさ、内容、保証成分量の濃度が違ってきますので、それを踏まえた肥料取締法上の規制の仕方が違ってきます。肥料取締法の運用上は特例ではなくて、使用する容器の大きさとか濃度の違いによって、表示の仕方が決まっています。

● **Q②** 汚泥肥料の複合肥料への活用の可能性はありますか? 現在、各種汚泥肥料は、重金属等の規定はありますが、NPK保証はされていません。複合肥料の原料として認証された事例があれば教えてください。

A) 現在、汚泥を複合肥料の原料として使っている公定規格があります。熔成汚泥灰けい酸りん肥、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料という規格が、肥料取締法第3条に基づく公定規格に書いてあります。ですのでNPKの保証成分というかたちがなくても、普通肥料の原料として使えるということはありません。特殊肥料の一部は保証成分、NPKの保証はない訳ですが、それでも普通肥料の原料として使えるかたちになっているので、汚泥についても同様にとらえていただければということです。

● **Q③** 有機100%表示について。燃焼灰を原料とした場合でも有機100%の表示はできるのか?

A) 原料に由来する窒素全量の量が0.2%以上ある場合に、肥料の登録届け出名称に有機という字句を付けることができます。ただし、すべて「有機入り」という字句を肥料の名称に入れてくださいというだけです。何をもちて有機100%とするのかという定義がありませんので、今のところ回答できないところです。

# ■花と緑が、ひと、まち、環境を育てる

兵庫県参与

(公財) 兵庫県園芸・公園協会花と緑のまちづくりセンター長 石原憲一郎氏が講演

自然環境の保全・育成・再生については、地球環境問題と植物の関係、特に緑との関係。温暖化対策はパリ協定が結ばれました。ヒートアイランドで、都市の中がどんどん暑くなる。それから生物多様性の確保。こういうのが地球環境問題との関係で言うと、緑の役割かなと思います。

日本の都市計画は小学校区単位でできています。近隣公園と小学校区がセットですね。自然と触れ合う機会がどんどん減っています。強制的にそういう機会を作っていく必要がある。小学校という単位でやっていったらどうかと。先生は忙しい。小学校の緑化を進めるためのキーマンは用務員さん。その人たちを花緑の応援団にしていくのは重要です。兵庫県ではそれをやっています。例えば伊丹だと花と緑の市民グループが用務員さん全部を集めて、花壇づくりの講義をしています。それが結局小学校の中の緑化につながるんですね。次世代を担う子供たちへの緑化の継承ということが重要です。

それから芝生緑化。校庭を芝生化するのはそんなに珍しいことじゃなくなりました。私がよく訴えるのは、芝生化して緑になってきれいだとか、砂埃が立たないとかの芝生の効用じゃなくて、心理学的に児童がどういう状態かと調べたものです。グラウンドが土の場合と、芝生化した後の子どもたちの心理状態の変化を計測したんですね。いろいろ心理学的な計測の仕方があるようで、全部数値が下がっています。芝生化の効用は児童の心理に好影響があるということも訴えないと。単にきれいとか、気持ちいいとか、景観が良くなるとかだけでは説得力がないですね。

次に、都市再生と地域再生ですね。ヒートアイランド、ともかく暑い。どうやって暑さ対策をやるか。神戸市では地形に即して公園や緑地などのオープンスペースを確保し、山や海からの涼しい風が都心部を吹き抜ける「風の道」を形成することを緑の基本計画に位置づけています。東京都心では丸の内の手町タワーで里山の復元です。林床管理をして、丸の内のだ真ん中に里山林ができたということです。東京での立体公園なども都市の複合的な利用ということで事例がどんどん出てきている。

都市の緑化では鹿児島路面電車。路面を芝生で緑化。もともと高知から始まったのですが、それが広がって鹿児島が今一番熱心。こういうトレンドがあります。まさにヒートアイランド対策ですね。

緑化では海外の事例、特にシンガポールには触れざるを



得ない。シンガポールは国家戦略で緑を入れてます。人口550万人から600万人くらいいます。資源は一つ、人間です。国民が快適な環境で仕事をしてもらって生活するというのがシンガポールにとって一番重要である、というところから緑化が進んでいるんです。ガーデンシティから、シティインザガーデンへと名前を変えました。

それができた理由が何点かありますけれど、まずは強力なリーダーシップ。それから行政の枠を超える実務者会議、PDCAとか民間でやっているような当たり前の工程管理をきちっとやっている。緑化に関する専門家の存在、国際コンペもやるし、卓越したランドスケープアーキテクト、緑化キャンペーン。最終的には、維持管理費が充実していますね。シンガポールは見習うところがたくさんあります。

次に風景・景観ですね。日本のまちは最近、美しいまちづくりを始めてきましたけれど、なかなか美しいまちづくりができなかった。経済政策の道具として都市計画が緩められてきたんですね。もっと都市計画は厳しく土地利用規制すべきなんですけれど、やはり土地の財産権、所有権、地権というのが守られているので、持ち主の自由意思によるところがあります。そういうところで経済政策で、公共事業拡大、ビルの高層化ということで、本来あるそのまちづくりの基本理念が壊されていっているのも事実ですね。それから役所が縦割り組織で担当者がころころ変わる。マスターアーキテクトという、通して責任を持つ人がほしいですね。

次に暮らしです。このあいだ多可町のオープンガーデンに行ってきましたら、ポタジェがありましてね、驚きました。ポタジェとはフランスで言うと、家庭菜園ですね。つまり、バラのシンボルと、手前がジャガイモ、向こうのほうにニンニクとかいろいろ植えてますけれど、畑ではないんです。畝の畑はあるんですけど、真ん中は庭なんですね。周りはトキワマンサクの生垣です。個人でこういうことをやられるんですね。

市民農園はこれから大きな、人口減少と反比例的に需要は増えるんじゃないかと思っています。ただ、日本の市民農園はきれいとはとても言えない。野菜しか作らない。2年間しか借りられないから、みんな必死に作るんですよ。これは農政がやっているからよくないと思う。都市政策としてやっていく必要があると。今度、都市公園法の改正と合わせて、生産緑地法の改正がありました。生産緑地法の中で、建築基準法が一部改正されて、農地の中に、一部直販レストランができるようになりました。そういう法改正もできますので、もっと都市の農地を有効に利用しようというトレンドになっているのは事実ですね。

最後に、参画と協働について。都市公園は全国で12万畝あります。土地の資産としては172兆円の土地を持っています。これを有効活用しようというのが今回の都市公

園法の改正です。新たなステージで重視すべき視点として、ストック効果、都市公園の12万鉢をより効果を高める、民間との連携を加速する、一層柔軟に使いこなす、という視点で改正されました。生産緑地法、都市緑地法も改正されています。

そのきっかけとなった一つが大阪城公園パークマネジメント事業ですね。環状線で大阪城公園駅で降りたら、目の前は建物ができてますね。あそこの公園の一角を、大阪城パークマネジメント株式会社が公募の結果、取ったんです。大和ハウス工業と読売テレビ、電通などが入ったいわゆるSPC（スペシャルパーパスカンパニー）ですね。

それが、20年間の管理契約をして、投資もできるというシステムで、PFIですね。ただし条件としては、大阪市に毎年2億円上納しないといかんです。稼がないと2億円は出ません。その分の管理は全部パークマネジメント会社がやるという仕組みができて、面白い風潮が出てくる。大阪だからこそ出てきたのかもわかりません。これがきっかけです。

それからもう一つ、てんしば。天王寺公園の入口がだいぶ変わりましたでしょ。近鉄がここは指定管理者になって変えました。ともかく公園の前にいっぱい飲食など施設を作っています。ただ、近鉄はここで儲けようという気はさらさらありません。周りに近鉄の施設がいっぱいありますから、全体的に近鉄としてマネジメントすればいいという考え方です。近鉄としてはそういう長期の、広域的なプランでやっているんですけど、公園側から見ると、ものすごく人の出入りが増えたということですね。

こういう形で、これはたまたま立地条件が素晴らしい2公園を紹介しましたが、これだけの立地条件が良くなくても、これからPFIを使って、公園の場所でやっている事例が増えてくると思います。

公園を使いこなす。しかも公園で起業する、あるいは儲ける、収益性を上げる、こういう時代になってきたと。それを支える法制度として、都市公園法が改正されて、大阪城公園のような仕組みが導入できる。いわゆる「Park-PFI」制度というのが、作られたということです。

## 会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

### 株式会社アミノール化学研究所

〒650-0033 兵庫県神戸市中央区江戸町98番地1  
TEL: 078-333-3922  
FAX: 078-333-6744  
メール: acl@grace.ocn.ne.jp

弊社は1978年3月に創業以来、「品質第一」をモットーに「作物別の専用肥料シリーズ」、「こだわりのアミノ酸肥料シリーズ」、「環境対応対策商品のカルシウム・ほう素入り微量元素肥料シリーズ」などの家庭園芸肥料・用土、及び生産者向けの肥料を取り扱っております。今後もより一層、安全で使いやすいお客様のニーズにあった「こだわりの商品」、「環境対応対策の商品」などをお届けしていきたいと考えております。

牛糞堆肥、パーク堆肥をベースに園芸用土、各種堆肥、土壌改良材、農業培養土、法面緑化基盤材などを生産しています。園芸関係はOEM中心です。特に牛糞堆肥「フミライブA」パーク堆肥「キンキパーク」は公共工事などで利用可能なブランドの評価を長年継続してきて、これらをベースに各種用土、堆肥を配合し、品質の安定化の部分で多くのお客様に長いお取引を頂いているのではないかと考えています。お客様のブランド向上に少しでもお役に立てれば幸いです。

### 近畿農産資材株式会社

〒679-5302 兵庫県佐用郡佐用町山脇字一本木1129  
TEL: 0790-82-3862 FAX: 0790-82-3863  
URL: <http://www.kinki-nousan.jp/>  
メール: info@kinki-nousan.jp

## 事務局より

### 新会員ならびに会員の異動のお知らせ

【平成28年度期 会社名の変更】

コスモAL A株式会社から株式会社コスモト  
レードアンドサービス（平成28年6月1日）

【平成28年度期 退会】

I・K化学研究所（平成28年7月28日）

【平成29年度期 入会】

のむら産業株式会社（平成29年4月1日）  
株式会社プロトリーフ（平成29年7月27日）  
渡辺泰株式会社（平成29年7月27日）

【平成29年度期 退会】

有限会社宮城発酵（平成29年7月27日）  
レバートルフ株式会社（平成29年7月27日）

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

## 家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内  
TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>